

渡嘉敷村立とかしき保育所に対する
待機児童解消・保育所業務など一部見直し等の請願書について

令和4年6月3日に母子推進委員の3名と議員1名が渡嘉敷村長へ請願書と村民278名分の署名を提出。

(289名の署名がありましたが、重複して記名があったものに関しては人数カウントから省かせていただきました。)

回答が遅くなりましたことお詫び申し上げます。

以下請願書内容

- 1 保育所における待機児童の解消
- 2 保育所における一時保育の通年利用
- 3 保育所入所時における点数表の見直し・在園児童加算点数の撤廃等
- 4 保育所における一時保育利用園児に対する給食の提供
- 5 渡嘉敷村ファミリーサポート事業に対する利用料金の見直し、事業の改善などのヒアリング等
- 6 請願書に対する回答

1 保育所における待機児童の解消について

令和4年11月1日付けで保育士1名を採用予定です。

待機児童解消に向け、更なる保育士の募集を行ってまいります。

今後は村から出す募集案内だけでなく、合同就職説明会への参加やSNSを利用した呼びかけなど、より保育士募集に注力してまいります。

また、来年度以降児童の増加により、面積定員による待機児童が出る可能性がございますが、面積定員による問題を解決するため、今後も最重要課題として取り組んでまいります。

2 保育所における一時保育の通年利用について

一時保育での預かりではなく、入所を希望する児童を通常クラスにて預かれるよう、保育所の受入れ体勢を整えて参ります。

3 保育所入所時における点数表の見直し・在園児童加算点数の撤廃について

調整指数項目の「在園児申込み」に対しての加点は、他市町村の基準表を参考に作成しましたが、他市町村では、兄弟を同じ保育所に入れるための配慮（複数の保育所等があり、別々の保育所に入所した際、お迎えの困難さ等から結局兄弟同じ保育所への転入希望が増えたため）であり、保育所が1つしかない渡嘉敷村には不要なため、在園児加点は撤廃するよう、令和5年1月までに規則を改正いたします。

また、保護者の勤務状況に当初の申請時から変更はないか、3ヶ月に1度勤務証明書の提出をお願いし、申請内容に間違いがないか定期的にチェックをすることで、公平性を保ちます。（就労状況に差異があればその都度聞き取り調査を行います。）

4 保育所における一時保育利用園児に対する給食の提供について

一時預かりで給食提供するには、利用料金以外に、給食費やおやつ代をいただくことになります。

また、材料発注のなどの観点から、一時預かりを利用する方全員に一律で提供させていただくことになります。

給食提供に賛成していない方もおり、保護者の総意ではないことから、一時預かりは従来通りお弁当対応とさせていただきます。

5 ファミリーサポート事業に対する利用料金の見直し、事業の改善等のヒアリング等について

ファミリーサポート事業のアンケート結果を基に利用料金に関して、1時間600円から30分400円に変更しております。

また、「渡嘉敷村に住民登録があり、実際に居住している方」に関しては渡嘉敷村から半額の助成を受けられるよう、令和4年8月12日付けで要綱改正しております。

助成の対象は児童扶養手当の支給を受けている者でありましたが、この規則を撤廃し、助成対象を上記の通り拡大することでファミリーサポートを利用しやすくしております。

令和4年9月28日

渡嘉敷村長 座間味 秀勝

【公印省略】